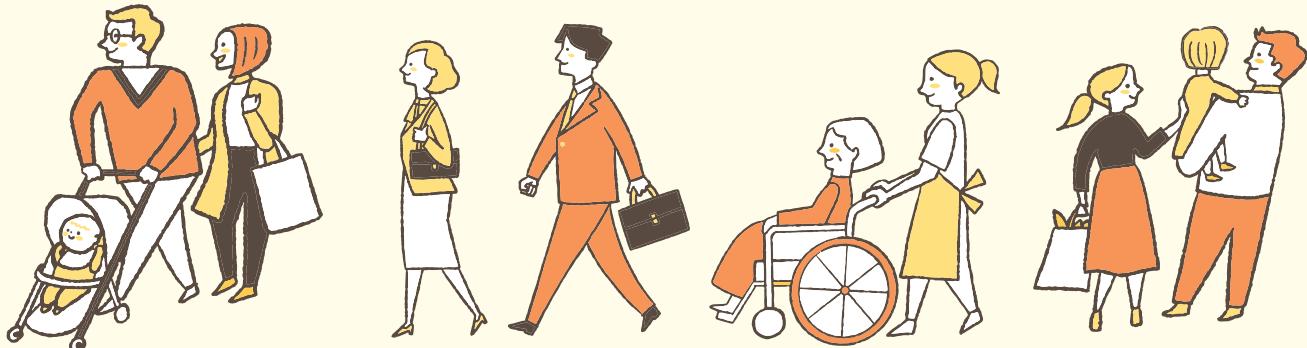


第3次 嬉野市地域福祉計画



令和5年3月
嬉野市

計画の目的

全国的に少子高齢化が進展するなかで、地域で生活するにあたり、手助けや支援を必要としている人たちが増えています。価値観や生活様式の多様化などにより人ととのつながりが希薄になることによって、社会的に孤立する人が増加するという新たな問題も生じています。また、老老介護、認認介護、ひきこもりなどが社会問題として顕在化するとともに、制度や分野の狭間で支援の届きにくい 8050 問題をはじめ、ダブルケア、ヤングケアラーなど、本人や家庭で複数の課題が重なり、従来の縦割りの公的支援の仕組みでは対応しきれない地域課題も増加しています。

嬉野市では、平成 30 年 3 月に「第 2 次嬉野市地域福祉計画」を策定し、誰もが生涯を通じて健康でいきいきと暮らせる地域づくりを目指して地域福祉施策を推進してきました。第 2 次計画は令和 4 年度で満了を迎えることから、近年の法改正や地域課題の複雑・多様化を踏まえ、新たに「第 3 次嬉野市地域福祉計画」を策定することといたしました。



計画の期間



令和 5 年度 ▶ 令和 9 年度

計画期間は令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 年間とします。なお、経済、社会、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間途中においても、必要に応じて見直しを行うものとします。

「自助」「共助」「公助」による役割分担

共助

地域や団体で取り組むこと

自助

個人や家族など一人ひとりの心がけ

公助

行政や公的機関などが取り組むこと

地域福祉の推進には、住民、福祉関係団体、社会福祉協議会、行政などが、それぞれの役割の中で、お互いに力を合わせる関係をつくり、「自助」「共助」「公助」を重層的に組み合わせた「地域ぐるみの福祉」を進めることが重要となります。

この「自助」「共助」「公助」の 3 つの要素は、多様化する地域福祉課題に対して、個人や家族で解決できる問題なのか、地域の協力により解決できる問題なのか、または行政や専門的な機関の手助けが必要なのかなど、それに何ができるのかという視点で、地域全体が力を合わせて取り組むことが求められます。

地域福祉ってなんだろう…？

地域福祉とは、地域において誰もが安心して暮らせるよう、地域全体が互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です。地域福祉は隣近所や地域内でのコミュニケーションから生まれる互いを気遣う気持ちといった、普段の暮らしでの意識や行動がとても重要であり、地域で暮らす全員に関わりがあるものです。

福祉に関するアンケート調査を見ると

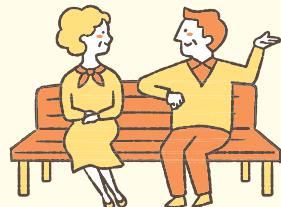
“近所の人と親しく付き合っている”
と答えた人は…

32.8%

年代別に見ると…

20～39歳 13.2%	40～59歳 18.0%	60歳以上 45.5%
-----------------	-----------------	----------------

年代別に見ると年齢が上がるごとにご近所付き合いが深くなっていることがわかります。また、近所付き合いが希薄な方の理由については、「関わる機会や時間がないから」「あまり知らないから」が多くあげられました。



「避難できると思う」と答えた割合が、前回調査から約 10 ポイント上昇しました。しかし「避難できないと思う」と答えた割合も約 38% となっており、こうした方の避難の支援など、災害時における支援体制の構築は今後も非常に重要なっています。

災害などの緊急事態が発生したとき、
“適切に避難できる”
と答えた人は…

58.4%

福祉について “関心がある”
と答えた人は…



77.3%

7割以上の方が福祉について「関心がある」「ある程度関心がある」と答えていますが、関心はあるものの地域活動に参加している市民は少ない状況です。

地域福祉計画策定に関するアンケート調査概要
調査対象者 本市在住の 20 歳以上の方
調査期間 令和 4 年 1 月～ 2 月
配布数 2,000 件
回収数 928 件（回収率 46.4%）

地域福祉計画とは

地域福祉計画は、近所の人とのつながりあいといった一人ひとりの心がけから、福祉関係団体や地域のボランティアが行う活動、そして行政などが行う取り組みをつなぎ合わせ、誰もが安心して暮らせる嬉野市にしていくための方針を定めたものです。地域福祉計画に記載されている取り組みは、行政だけがすすめるのではなく、嬉野市で暮らす一人ひとりが身の回りのことや地域のことを「我が事」として考え、それぞれのできることから取り組んでいくことが重要になります。

地域福祉計画の基本理念

嬉野市地域福祉計画では、市民の皆さんや地域、団体とともに、
地域福祉を推進し、一人ひとりが支え合い、安心して暮らしていくために、



基本目標 1

ふれあいとつながりによる 福祉の基盤づくり



一人ひとりの心がけ



- 地域の中で、積極的にあいさつや声かけを行いましょう。
- 地域福祉を担う人材の一人として、自身のできる範囲で地域活動に参加しましょう。

地域や関係団体で取り組むこと

- 近所づきあいや地区の集まりなど、さまざまな地域活動の中で、区長や民生委員・児童委員などを中心に、身近な地域での福祉情報を共有しましょう。
- 地域行事などを積極的に住民に周知し、参加を促進しましょう。
- 若い世代や転入者と話す機会を増やし、受け入れやすい体制や雰囲気をつくりながら、地域への関心を高めましょう。

行政が取り組むこと

- 学校教育や社会教育の中で、ボランティア活動などの体験活動や実践を通じた福祉教育を進めます。
- ボランティア活動や福祉活動を行う団体や個人のPRを通じて地域福祉活動の大切さを広報・啓発します。
- 地域住民の交流の場、活動の場として、それぞれの地域にある研修センターやコミュニティセンターなどの公共施設の利用を促進します。
- 生活支援コーディネーターなどと連携し、ニーズの把握と地域の居場所づくりに努めます。
- 社会福祉協議会や地域コミュニティ、民生委員・児童委員とは特に緊密に連携し、それぞれの活動の目的や役割を明確にすることで、地域における多様な主体が的確に機能できる環境を整えます。

施策の展開

1 福祉意識を育てる教育・啓発

(1) 福祉・人権教育と福祉に関する広報・啓発の推進

(2) 身近な情報の活用

2 誰もがつながりをもつ場所や機会づくり

(1) ふれあいの充実

(2) 交流の場の確保

3 地域で活躍する人材の育成

(1) 地域団体活動の促進

(2) ボランティア活動の推進

基本目標 2

ともに協力しあう 安全・安心な地域づくり



一人ひとりの心がけ

- 地域の民生委員・児童委員を把握し、活動に関心を持ちましょう。
- 地域福祉を担う人材の一人として、自身のできる範囲で地域活動に参加しましょう。
- 「社会を明るくする運動」などを通して、更生保護への理解を深めましょう。



地域や関係団体で取り組むこと

- 地域でひとり暮らし高齢者の緊急時の連絡体制を把握しましょう。
- 子どもの見守りなどの活動をさらに推進しましょう。
- 各地域における自主防災組織の設置に努め、積極的に参加しましょう。
- 地域のニーズに合わせたボランティアなどで移動支援体制の構築について検討してみましょう。
- 罪を犯した人の社会復帰の支援や再び罪を犯すことを未然に防ぐため、地域の関係機関や国、県の公的機関等との連携を強化しましょう。

行政が取り組むこと

- 地域における支え合い・助け合いのネットワークの構築・強化に向けて関係団体を支援します。
- 警察署をはじめ各関係団体、地域の協力を得ながら、犯罪の防止に関する助言や情報提供を行います。
- 避難行動要支援者の情報を民生委員・児童委員、消防署、警察署の関係団体と情報を共有することにより、災害時の安否確認や避難支援を円滑に実施できる体制づくりを進めます。
- 自立した生活が困難な出所者等が出所後速やかに支援を受けることができるよう、関係機関と連携し調整を行います。
- 保護司会などが実施している再犯防止や非行防止、健全育成に関する活動を支援します。

施策の展開

1 ともに協力しあう関係づくり

(1) 地域共生社会の実現に向けた連携強化

2 安全・安心を支える体制づくり

(1) 防犯体制・交通安全対策の推進

(2) 災害時や緊急時の支援体制の強化

(3) 誰もが暮らしやすい環境の整備

3 再犯防止の推進（地方再犯防止推進計画）

(1) 関係機関との連携強化とサービスの適切な提供

(2) 就労・住居の確保

(3) 広報・啓発活動の促進

基本目標3

課題に寄り添い解決する 包括的な支援体制づくり



一人ひとりの心がけ

- 周りに困っている人がいたら、行政や地域関係者の相談窓口を紹介してあげましょう。
- 福祉制度やサービスなどに関心を持ち、情報を収集しましょう。
- 成年後見制度について理解を深め、必要に応じて活用していくよう心がけましょう。



地域や関係団体で取り組むこと

- 地域の困りごとを解決できるよう、地域の中だけでなく、行政や社会福祉協議会や専門機関など、さまざまな連携体制をつくりましょう。
- 成年後見制度や日常生活自立支援事業などの利用が必要な人を把握し、利用につなげましょう。
- 虐待を未然に防ぐため、見守り活動を通して、問題の早期発見に努めましょう。

行政が取り組むこと

- 悩みを抱えた人へ相談窓口の周知を進めるとともに、制度の狭間の課題に包括的に対応できるよう、各相談窓口の連携体制や多機関協働の支援体制を構築します。
- 広報誌やホームページ、市公式のSNSの活用など、様々な媒体を活用し福祉に関する情報を発信します。
- 生活困窮者自立支援を図るために、「自立相談支援事業の充実」「就労に関する支援」「住居確保給付金の支給」「家計改善に関する助言」「生活福祉資金の活用」などを推進します。
- 成年後見制度の利用相談窓口に専門職を配置し、安心して制度が利用できる体制を整えます。
- 協議会及び中核機関の整備・運営といった地域連携ネットワークづくりの主体となります。
- 地域包括支援センター・高齢者虐待対応専門職チームなどと連携し、虐待の早期発見・早期対応をしていきます。

施策の展開

1 わかりやすく利用しやすいサービス環境づくり

(1) 包括的な相談支援体制の整備

(2) 情報提供の充実

2 福祉サービスの向上

(1) 福祉サービスの充実と向上

(2) 生活困窮者への自立支援の充実

3 権利擁護の推進（成年後見制度利用促進基本計画含む）

(1) 広報・相談体制の充実

(2) 地域連携ネットワークの構築

(3) 虐待の防止と早期対応

計画の点検・評価・推進体制

計画に盛り込んだ施策の進捗状況については、P D C Aサイクルに基づき、実施状況の点検や評価を行い、必要な場合は、取り組み内容の見直しを行っていきます。その体制としては、「嬉野市地域福祉計画策定委員会」の委員を中心に構成し、継続的に取り組んでいきます。

また、本計画は地域の多様なニーズに幅広く対応するため各関係機関の連携が必要なことから、行政はその総合的な把握に努めるとともに、庁内担当課は各施策の進捗状況を把握し、庁内関係部署と連携を図りながら、施策を推進します。

そして、本計画の実施状況に係る情報を、広く市民に周知していくため、広報誌や嬉野市ホームページ等、さまざまな媒体を活用して、市民が施策や取り組み内容を十分に理解し、地域福祉を推進できるよう、きめ細かな情報提供に努めます。

S D G sについて

2015年9月の国連サミットで2030アジェンダ（議題）が採択され、2030年までに世界中で達成すべき目標として、「持続可能な開発目標（S D G s）」が掲げされました。本計画においては、取り組みの内容がS D G sのどの目標に達成に貢献する取り組みなのかを結び付けることで、持続可能な社会づくりを視野に入れて取り組むこととします。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第3次 嬉野市地域福祉計画 概要版

発行年月 令和5年3月

発 行 佐賀県嬉野市

編 集 嬉野市 市民福祉部 福祉課

〒843-0392 佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙 1185 番地

TEL : 0954-42-3306 FAX : 0954-42-3300

Eメール : fukushi@city.ureshino.lg.jp

